

## アクトワン通信 第7号「派遣法改正の動向」

忙しい中小企業経営者のためにホットな話題をコンパクトにまとめてお届けします。

平成 25 年 10 月 1 日 東京都中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 ※無断複製・転載を禁じます。

### 質 問

今度、派遣法が改正されて派遣労働者に対する規制が緩和されると聞いていますが、派遣労働者をずっと継続して利用することが可能になるのでしょうか。

### 回 答

この度、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」から報告書の原案が示されましたが、この中で、常用代替派遣、つまり正規社員の代わりになるような派遣の仕方も一定の条件の下で認められるようになりました。

### 解 説

- (1) 今回の報告書では、製造業への派遣を禁止しないとする一方で、従来一定の業務に限って例外とされていた派遣契約の期間制限を一定の条件の下で緩和する方向が打ち出されています。
- (2) 具体的には、派遣元で無期雇傭つまり正社員待遇で派遣されている者については、一切期間制限がなく継続的に一定の派遣先で仕事をするができるようにすべきとされています。また、最も一般的な有期雇用派遣、つまり派遣元で契約社員を派遣する場合も、3年といった期間制限は派遣社員毎にカウントして、派遣社員を入れ替えば継続的に派遣労働者を受け入れることが認められることとなります。
- (3) 他方で、報告書は、派遣先において、派遣労働者の団体交渉権や、派遣先の労働者と派遣社員を均等に処遇することなど、派遣労働者の待遇改善を求めています。

### まとめ

今回の派遣法改正は、昨年の改正のいわば続きであり、報告書の内容どおりの改正が実施される可能性は大です。ですから、派遣契約が今後より使い勝手のよいものになると思われますが、他方で違法な派遣の受け入れをすると派遣労働者を正社員にしなくてはならないので、きちんとした派遣元の選別が重要になります。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、次回アクトワン通信 vol.8 は、「解雇権の濫用」の予定(2013/11 発行予定)として  
おります。 以上